

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
1	工業製品製造業	全般	経済産業省 (製造産業局総務課)	第三の3(2)	転籍制限期間を-2.1年とする。	縫製の業務区分を含む工業製品製造業では、技能実習での人権侵害や法違反の発生状況等の事情、縫製の業務区分については安全衛生教育等に同一事業所での2年の養成を要するとは考えにくいことを考慮すると、転籍制限期間は1年とするべき。	市川委員
2	飲食品製造業	全般	農林水産省 (大臣官房新事業・食品産業部食品製造課)	第三の3(2)	転籍制限期間を-2.1年とする。	HACCPシステムに基づく管理作業の習得について、転籍先の事業所ではなく同一の事業者の下でなければ習得できない理由が明らかではない。転籍先でも「自ら重要管理点を設定し、そのモニタリングと管理記録、改善(修正)を行う管理作業」を行うべく育成することは可能ではないか。	市川委員
3	外食業	外食業	農林水産省 (大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課)	第三の3(2)	転籍制限期間を-2.1年とする。	接客において配慮が必要な方への安全安心な接客を行うことは、分野において共通の課題であり、例えば障害者差別解消法に基づいて所管省庁が一定の対応指針を定めているところ、これを学び、実践することについて同一の事業者において育成しなければならぬという理由は見出しがたいのではないか。また、医療・福祉施設給食の分野については同一事業者での継続的育成が必要という理由で広く外食業分野全体の転籍制限期間を2年とすることは過度な制約といわざるを得ず、医療・福祉施設給食の分野は就業条件の向上などの手段で2年の就業を勧めるべきではないか。また、地域の食品材料提供者との関係などの地域の特性については、基礎的な技能に付加して学ぶべきものであり、そのために転籍を制限する理由とはならないと考える。	市川委員
4	全般	全般	制度所管省庁	机上配付資料④ 「主な御意見と対応(案)」 【分野別協議会】	「地域における共生社会の取組」については、地方公共団体、関係行政機関により構成する地域協議会において議論し、国際交流協会、外国人支援のNGO、各種相談対応機関も加えて外国人材の受入環境整備に取り組んでいく	地域協議会は、受け入れた外国人労働者が定着するためにも、職場に限らない生活環境の整備に取り組むべきであり、そうであるとすると、地方公共団体や関係行政機関だけではなく、労働組合や事業者団体等の労使の機関、国際交流協会、外国人支援のNGO、医療機関や弁護士会などの相談に対応できる機関も加え、あるいは連携先と定めて共生社会構築に向けた検討が行えるようにするべきと考える。	市川委員
5	全般	全般	制度所管省庁	-	-	共生社会の取組のためには、制度所管省庁、分野所管省庁を問わず、適切な役割分担のもとで十分な予算措置を行うべきと考える。	市川委員
6	全般	全般	制度所管省庁	-	-	当面数年間は技能実習2号ないし3号から特定技能1号への在留資格変更が想定されるが、特定技能外国人の受入れ見込数については、これを織り込んだ見込数となっているか。また、特定技能外国人の受入れ見込数が限定的になり過ぎて、技能実習2号ないし3号から特定技能への在留資格変更(キャリアアップ)を抑制するしないし止めることがあっては、技能実習生の正当な期待に反し、育成した日本社会にも損失となるので避けるべきと考える。	市川委員
7	全般	全般	制度所管省庁	-	-	今回の受入れ見込数では大きく考慮をする必要はないが、育成就労制度開始後3年経過以降については、育成就労から特定技能への在留資格変更(キャリアアップ)の人数を織り込み、他方で特定技能の在留資格を得て新たに入国する者の数も見込んで受入れ見込数を設定すべきで、受入れ見込数を限定的にし過ぎて育成就労から特定技能への在留資格変更へのハードルをいたずらに高くしてキャリアアップする人数を絞る結果とならないようにするべきと考える。	市川委員
8	全般	全般	制度所管省庁	-	-	【資料2 受入れ見込数について(案)】P202.分野別の受入れ見込数(案) ・就業者数(B)について、多くの分野でR5、R6年の就業者数と同数を見込んで算出していることから、現在の就業者数を維持した上で、国内人材確保(E)によって、就業者数の純増に取り組む計画。労働力人口が減少する中で、そもそも人手不足が厳しい分野において、実現には懸念。また、分野によって、必要就業者数(A)に対し、生産性向上(D)と国内人材確保(E)の取組で措置する割合が大きく異なる。((D+E)/A ⇒外食業:4.2%、木材産業:38.6%) ・各所管省庁においては取組状況を十分注視しながら、国内人材の確保、生産性向上のために必要な支援策を適切に講じていただきたい。 ・また、受入れ人数が見込数を上回りそうな状況となった場合は、即時に受入れ停止とする前に、現場実態等を調査の上、有識者会議等の場で対応策を検討いただきたい。	清田委員

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
9	自動車運送業	バス運転者	制度所管省庁	机上配付資料④ 4頁	「離島・半島のバスについては、「営業所との連絡体制が整備されていることを前提に、N4単独乗務も可とすること。」に現状、反対。当初、ご担当課からの要件どおりN3とし、一年検証後、問題がないのであれば、この計画で再度、有識者会議を開催し、進めていけばよいのではないか。なお、「市町村ごとの判断・考え方によりN4でも可とすることは、要件がそれぞれ変わってしまい、統一性の観点からすべきではない。」を入れて欲しい。	離島・半島のバスについては、「営業所との連絡体制が整備されていることを前提に、N4単独乗務も可とすること。」には反対です。当初、御担当課からの要件どおりN3とし、一年検証後、問題がないのであれば、この計画で再度、有識者会議を開催し、進めていけばよいのではないのでしょうか。なお、市町村ごとの判断・考え方によりN4でも可とすることは、要件がそれぞれ変わってしまい、統一性の観点からすべきではないと考えます。	佐久間委員
10	全般	全般	制度所管省庁	資料2	—	受入れ見込数については、生産性向上の取組、国内人材確保の取組を行っている結果として、特定技能外国人の受入れ見込数を減少させる努力をしていることは評価したい。なお、育成就労と技能実習については、令和9年度より2年9カ月程度併存することから、育成就労外国人と就業している技能実習生を合わせた数を育成就労外国人の受入れ見込数（上限数）としていただきたい。	佐久間委員
11	全般	全般	制度所管省庁	—	—	分野別運用方針について、統一して各分野「（4）公租公課に関する必要な措置」を明文化したことは評価したい。	佐久間委員
12	全般	全般	制度所管省庁	—	—	「イ、国内人材確保の取組」について、各分野統一して、（ア）多様な人材の確保・育成・定着、（イ）処遇改善、（ウ）安全衛生対策 <介護例>として項目の統一を図ったとの説明があったが、ビルクリーニング分野では、（ア）女性、高齢者、就業困難者等の就業促進、建設分野では（イ）若者や女性等に対する情報発信・入職促進、造船・船用工業分野では記載順序の違い。自動車運送業分野、農業分野、飲食品製造業分野は記載項目名の統一がなされていないのではないのでしょうか。	佐久間委員
13	全般	全般	制度所管省庁	—	—	公租公課の支払義務について分野別運用方針に記載するのは反対です。 技能実習生や特定技能外国人は、在留資格更新に強い関心を持っていることや、社会保険に加入している雇用主のもとで働いていることが多いため、公租公課の捕捉率は相当に高いという印象です。公租公課については国籍を問わず当然の義務として法定されており、在留資格更新の際に審査の対象となることは、入管庁の「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」にも記載されています。特定技能外国人等の未納率が高いという事実があるわけでもないのに、取り立てて分野別運用方針にまで記載するのは誤解を招きますし（ひいては彼らの尊厳を害します）、こういった懸念が出るたびに書き足しては、不必要に長く分かりにくい運用方針となり、本当に大切なことが見えにくい、現場で使いにくいものになってしまいます。	富田委員
14	全般	全般	制度所管省庁	—	—	転籍制限を2年間とする場合、雇用契約の期間も2年間と義務付けるべきであると考えます。 技能実習の場合、1号で来日した時点で雇用契約を3年と定めていることもあり、1年としていることもあります。後者の場合も、制度上一律に3年間は転籍ができないため、技能実習生側も転籍制限を理解しています。 一方で、育成就労の場合、同じ分野でも所属先によって転籍制限の期間が変わるため、外国人にとっては、重大な関心事にも関わらず予測が難しいことが考えられます。賃金などの諸条件とともに、「A社なら2年だが、B社は1年」というのを明確に比べて選べるようにすべきであると考えます。 「2年かけて育成する」と言っている以上、2年間の雇用が前提となっているでしょうし、2年の雇用契約を提示すれば、外国人にとっても転籍制限があることの理解が容易であると考えます。	富田委員
15	農業	全般	農林水産省 (経営局就農・女性課)	—	—	【農業の上乗せ基準について】（机上配付資料②項番24） ○特定技能制度においても労働基準法準拠を上乗せ基準とすべきという意見に対し、「今後も外国人材の適切な労働環境整備のため継続的に対応」と御回答いただいた。この間指摘していた通り、本来であれば特定技能制度も労働基準法準拠にすべきと考えている。今後の適正な就労環境の整備や労基法準拠の必要性の判断、他分野への流出過多の要因特定のためにも、農林水産省においては、農業分野で働く特定技能外国人の労働時間数や休日取得数などの労働環境や処遇に関するデータについて、適切に把握するための枠組みを検討すべきではないか。	富高委員
16	自動車運送業	バス運転者	国土交通省 (物流・自動車局 旅客課)	—	—	【バス・タクシーの日本語要件について】（机上配付資料②項番26） ○国内人材確保の取組について、退職自衛官の再就職促進に加え、新たな人材発掘活動やハローワークへの取組みなど、様々な回答いただいた。これらの取組について、引き続き、実施状況や効果などをお示しいただきたい。 ○A2.2相当N4レベル)での受入れを行う場合、「働きやすい職場認証制度の二つ星取得に向けた取組が始められていることを要件とする」と回答いただいたが、どのように取組が始められていることを確認・判断するのかお示しいただきたい。	富高委員

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
17	工業製品製造業	全般	経済産業省 (製造産業局総務課)	—	—	<p>【工業製品製造業分野の上乗せ基準の記載について】（机上配付資料②項番31）</p> <p>○個別産業分類に対する上乗せ基準については、『変更の必要が生じた際に速やかに変更できるよう、「協議会において協議が調った事項」とする。なお、事項として定める基準は事前に有識者会議で了承いただいた内容を定める』と回答いただいたが、有識者会議において確認した上乗せ基準については、個別産業分類の内容であっても、分野別運用方針に記載することが適切ではないか。「協議が調った事項」としてしまうと、協議会における議論のみで容易に変更が可能となってしまうため、透明性の観点からも懸念がある。</p>	富高委員
18	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【分野別運用方針における国内人材確保の取組の記載について】（資料1）</p> <p>○国内人材確保の取組の記載について、フォーマットは概ね統一いただいたものの、3つの項目（就業促進・処遇改善・安全衛生対策）の内、2つを統合して記載している分野（工業製品製造業・航空・鉄道・農業・飲食料品製造業・外食業・木材産業・資源循環）や、3つの項目全てに対する成果の記載が漏れている分野（ビルクリーニング・建設・自動車運送業・鉄道・農業・漁業・飲食料品製造業・外食業）がある。改めて漏れの無いよう記載いただきたい。また、特に、リネンサプライ分野と資源循環分野については、他の分野と比較し記載が簡素であり、記載内容を充実いただきたい。</p> <p>○安全衛生対策の成果に記載するデータについて、例えば宿泊分野の安全衛生対策の成果においては「不安、悩み、ストレス」に関するデータを記載いただいているが、原則、労働災害の度数率のデータを記載した上で、宿泊分野で記載いただいているようなその他のデータは補完的に記載してはどうか。</p> <p>○漁業分野の「(エ) 成果」において、「(ウ) の取組を含めた、政府・業界等の取組を経て、漁業における労働災害発生率は減少」とあるが、(ウ) には、ライフジャケット着用と安全推進員養成しか記載が無いため、他にも政府・業界の取組があるのであれば、(ウ) の記載を充実させてはどうか。</p>	富高委員
19	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【特定技能制度・育成就労制度の分野別運用方針に関する有識者会議の主な御意見と対応（案）について】（机上配付資料④）</p> <p>主な意見に、以下を追記いただきたい。</p> <p>&lt;有識者会議のあり方&gt;</p> <p>この間の議論において「今後検討」となった事項について、検討状況など、次年度以降の有識者会議において報告・議論が必要である。</p> <p>&lt;在籍型出向について（航空分野・鉄道分野）&gt;</p> <p>在籍型出向は、責任の所在が曖昧になり、外国人労働者保護に欠けることが懸念されることから、在留審査の際に出向協定を確認することや、定期的な実地検査により運用状況を的確に把握し、不正行為等が確認された場合は厳正な処分を行うことなど、運用を厳格に行うことが不可欠。</p> <p>&lt;自動車運送業分野（バス・タクシー） P.4&gt;</p> <p>①多くの自治体から、「賃金アップや募集活動の積極化が担い手確保に有効」と回答されていることを踏まえると、賃上げなどの国内人材確保の取組及び支援の強化が必要である。</p> <p>②指令所・乗客とのコミュニケーションエラーが乗客の生命の危険に直結する可能性があるため、乗客の安全を確保するために一定程度の語学力と専門知識が必要。新任運転者研修の理解度や日本語サポーターの適格性を判断する試験の導入など、質を担保できる運用が必要である。</p> <p>&lt;労働安全衛生の取り組みについて P.8&gt;</p> <p>現在の記載に追記いただきたい。「外国人労働者が安心して就業するためには、安全衛生対策の取組が十分になされ、労働災害リスクを低減しているかどうか非常に重要。労働災害の発生率が高い分野においては、リスクマネジメントシステムの導入・実施など、労働安全衛生の観点からの上乗せ基準を設定すべき」</p> <p>&lt;試験について&gt;</p> <p>育成就労3年目試験について、技能や労働安全衛生に関する理解を測るためには、本来は実際に体を動かす製作等作業試験を行うことが有効と考える。導入する計画立案等作業試験においては、製作等作業試験で判断していた事項を十分に確認ができるような試験問題とすべき。</p>	富高委員

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
20	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【机上配付資料④：特定技能制度・育成就労制度の分野別運用方針に関する有識者会議の主な御意見と対応（案）】 （2頁：意見）</p> <p>工業製品製造業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野について、転籍制限期間を1年とすべきとの意見に対し、「今後の対応」では、「当該分野において1年を超える転籍制限期間を継続するかの検討に当たっては、基本方針においては「1年を目指し」とされていることを念頭に、・・・継続の必要性を慎重に検討する」との記載がある。</p> <p>現行案の「慎重に」という表現は、1年を目指すことについて消極的と捉えられるおそれがあるため、前向きな表現としていただくよう、修正をお願いしたい。</p>	堀内委員
21	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>【資料2：特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数について（案）】 （200、202頁：意見）</p> <p>特定技能1号と育成就労1年目では、求められる技能が大きく異なる。受入れ見込数を特定技能・育成就労で按分する際には、分野横断的に基本的な考え方を示した上で見込数を設定すべきではないか。現状、特定技能と育成就労の受入れ見込数の比率は、特定産業分野・育成就労産業分野ごとに設定することとしているが、現行案で按分している根拠について、分野ごとに203頁以降に追記して示す必要があるのではないかと。とりわけ、新規追加分野において、特定技能より育成就労の方が見込数が多い場合は、丁寧な説明が必要と考える。</p>	堀内委員
22	全般	全般	制度所管省庁 経済産業省 （製造産業局総務課）	—	—	<p>【資料2：特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数について（案）】 （203頁以降：意見）</p> <p>(D)の生産性向上について、推計の根拠の記載にばらつきがあるため、分野別運用方針の記載ぶりに沿って整理すべきではないかと。とくに、工業製品製造業分野については、数字の記載しかない。</p>	堀内委員
23	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>第11回会議の資料1-3「特定技能制度における在籍型出向の要件（案）」において、「必要不可欠要件及び懸念払拭要件の該当性については、分野所管省庁の協力を得て、出入国在留管理庁が在留審査等において出向協定等により確認する」と記載されている。</p> <p>特定技能制度において在籍型出向を行おうとする場合は、（法務大臣が指定する特定技能所属機関の追加的変更として）在留資格変更許可（入管法20条1項括弧書）を受けることが必要となるのか。仮に必要でない場合は、入管法19条の16第2号に基づく所属機関に関する届出（新たな契約の締結の届出）が必要となるのか。</p> <p>また、出向先から出向元に復帰しようとする場合は、（法務大臣が指定する特定技能所属機関の削減的変更として）在留資格変更許可（入管法20条1項括弧書）を受けることが必要となるのか。あわせて入管法19条の16第2号に基づく所属機関に関する届出（契約終了の届出）が必要となるのか。</p>	山脇委員
24	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>特定技能制度において在籍型出向を行う場合、出向先は、労働施策総合推進法28条に基づく外国人雇用状況の届出（雇入れの届出）が必要となるかを明らかにされたい。</p> <p>また、出向先から出向元に復帰する場合、出向先は、労働施策総合推進法28条に基づく外国人雇用状況の届出（離職の届出）が必要となるかを明らかにされたい。</p>	山脇委員
25	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>第12回会議机上配付資料②の項番43の回答において、「出向元・出向先の企業を明らかにする必要があり、特定技能外国人の本人の同意を定めることとなります。」と記載されている。</p> <p>当該記載は、就業規則における出向に係る規定とは別に、出向の対象となる特定技能外国人個人から出向の際に（出向の都度）個別の同意を求めるという趣旨であるかを明らかにされたい。</p> <p>もしそうであるとすれば、そのような特定技能外国人個人からの個別同意の存在は、誰が、どのような手続において、どのように確認するのかが明らかにされたい。書面（同意書）を定めるのであれば、本人が十分に理解できる言語で記載されたものであるべきである。</p>	山脇委員
26	全般	全般	制度所管省庁	—	—	<p>現行の特定技能制度においては、分野別協議会への加入費用は無料となっている（建設分野のJAC及び工業製品製造業分野のJAIMを除く。）。</p> <p>今般の分野別運用方針の確定後、特定技能制度・育成就労制度において協議会への加入費用を有料とすることが予定されている分野を明らかにされたい。また、有料とすることが予定されている分野にあっては、加入費用として見込まれる金額（概算）を明らかにされたい。</p> <p>分野別協議会の機能強化は重要であるが、加入費用が高額にすぎるとは、制度として持続的に機能しないおそれがあるし、外国人の賃金に転嫁してしまうおそれがある。</p>	山脇委員

項番	分野	業務区分	省庁	本文案項番	修文意見	修文趣旨又は意見・質問	委員名
27	全般	全般	制度所管省庁	—	—	資料2「特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数について（案）」について、各分野ごとの、「特定技能と育成就労の構成比」に係る考え方（具体的にどのような分野特性を踏まえて構成比を設定したのか）を明らかにされたい。	山脇委員
28	全般	全般	制度所管省庁	—	—	資料2「特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数について（案）」について、各分野の就業者数（B）に含まれている、「経過措置中の技能実習生」の数を分野ごとに明らかにして追記されたい。	山脇委員
29	全般	全般	制度所管省庁	—	—	資料2「特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数について（案）」について、基準時点（令和10年度末）における「技能実習2号修了者の実習修了後の状況」（「特定技能1号（技能実習ルート、試験・検定ルート）」、「技能実習3号」、「帰国等」、「その他在留資格」、「その他」の各割合）を具体的にどのように見通した上で（どのように予測した上で）算出したのかを明らかにされたい。これは、特に特定技能・育成就労の構成比の算出等に影響する事情である（令和2年度～4年度修了者のデータでは、30.2%～53.3%が「帰国等」となっている。）。	山脇委員
30	全般	全般	制度所管省庁	—	—	資料2「特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数について（案）」の「（参考）特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数の算出方法について」において、「技能実習生の受入れがある既存分野では、基本的に、基準時点に推計される技能実習生数は育成就労での受入れに替わると想定」との記載がある。ここでいう「替わる」とはどのような意味であるかを明らかにされたい。	山脇委員